

食安輸発0903第4号
平成21年9月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(ターメリック及びその加工品)

モニタリング検査を強化して行う食品については、平成21年3月30日付け事務連絡により連絡しているところです。

今般、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、ミャンマー産ターメリック及びその加工品（ターメリックを主要原料とするものに限る。）を検査命令対象とする別途通知にあわせ、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的でインド、インドネシア及びミャンマー産を除くターメリック及びその加工品（ターメリックを主要原料とするものに限る。）について、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

なお、平成20年12月16日付け事務連絡「モニタリング検査の強化について（ターメリック及びその加工品）」は廃止します。

記

(違反事例)

1. 品名：ターメリック
2. 生産国：ミャンマー
3. 製造者：Y & K TRADING CO., LTD.
4. 検査結果：アフラトキシン陽性(B₁として 13ppb検出)
5. 検疫所：那覇検疫所（届出受付番号：第97000744661号1欄）
6. 輸入者：合資会社山田宝石